

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>保育士登録の取消しに係る事務の運用については、保育士登録の情報と法務省の犯罪情報とを突合した上で、取消しが必要な保育士について国から該当の都道府県に情報提供するなど、地方の事務負担に配慮した効果的・効率的な方法を検討し、早期に対応方法を示していただきたい。</p>		<p>【静岡県】 関係市庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。</p>				<p>厚労省において通知等を発出する、という回答について意見なし。</p>	
<p>申請の一身専属性から、本人に義務が生じるため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護(生計同一でない本人以外の申請による保護・急迫時の職権保護)にも該当するため、提案の回答になっていない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者が少なくないことから、申請を本人のみの権利とすれば法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権は確保される。また、申請により国が生存権を保障するという申請保護の原則からすれば、本人申請できなくとも本人以外の申請が可能なら、当該原則の例外である職権保護に優先して行うべきであり、そのため、職権保護で結果的に保護が可能であることは代替案となり得ず、提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者とされるか否かである。</p> <p>後見人は、被後見人の財産管理に関する全ての法律行為に代理権があるのは回答のとおりだが、それのみならず、法律上その事務を行う際は被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態・生活状況に配慮しなければならぬ立場にある。これは法律上本人の利益を守るべき立場の者として本人以外の申請者(扶養義務者とその他同居親族)を限定した理由と同一性を有するばかりか、その職責を考慮すれば、後見人こそ当該申請者に相応しい。</p> <p>また、独居老人や老老・認知症等が急増する超高齢社会の中、後見制度の役割が期待されており、後見人側からも提案実施を望む声は大きいのではないかと考えられる。このため、保護の実施機関である自治体の多くが、後見人の申請者の追加に同意し、求めている状況である。</p> <p>よって再検討を求める。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など要保護の状態にある場合については、一般的に「急迫した事由のある場合」にあり、職権保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職権保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。</p> <p>○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職権保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。</p> <p>○ 成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査、罰則の対象など特別の関係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入る余地がないということではないのではないかと。</p> <p>その上で、生活保護を受給することは単に財産に関する法律行為とは言い切れず、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保障が主であると考えられるため、必ずしも一身専属性な事項には当たらず、成年後見人についても、その権限・職責を踏まえ、扶養義務者や同居の親族の申請を認めることと同様に、代理申請を可能とすることはできないか。</p> <p>○ 仮に成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないか。</p>	<p>6【法務省】 (1)生活保護法(昭25法144) 保護の実施機関が行う職権による保護の開始(25条1項)については、資産がないなど要保護の状態にある成年被後見人が適切に保護されるよう、保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合は、職権をもって保護を開始しなければならないとされている「急迫の場合」に該当することについて、平成29年度中に地方公共団体に通知する。 ○ なお、要保護者の発見・連絡等については、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について(社操保第0331004号厚生労働省社会・福祉局保護課長通知)」において、関係機関との連携等についてお示しているところであり、実際に関係機関からの通報により職権保護を適用している。 (関係府省:厚生労働省)</p>		
<p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めない」との回答であるが、農業については組合員農家と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると考えられるが、そのような場合であっても認めよう改善の余地はないのか。</p> <p>○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農作物栽培と農産物選別出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。</p>		<p>【千葉県】 農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。</p> <p>【香川県】 JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と、同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所轄省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>【法務省・厚生労働省】 二次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性等を備え得ることができると考えられる法人のみに限っており、個人事業主と法人が共同での技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一つの技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である(北海道内の複数の農協について実習)。 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の農場等で農産物の生産等の実習を行い、農産物が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思路される。</p> <p>【農林水産省】 農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場にない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一つの技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の複数の農協等について実習) 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の農場等で農産物の生産等の実習を行い、農産物が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思路される。</p>	<p>6【法務省】 (3)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成25法89) 農業分野における団体監理型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一つの技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である(北海道内の複数の農協等について実習)。 (関係府省:厚生労働省及び農林水産省)</p>
<p>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項第3号は、情報提供できる業務を「法令の定める事務又は業務」としているが、外国人に対する生活保護の措置は、昭和29年5月8日当時の厚生省社会局長が発出した、「外国人は法の適用対象とならないが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行うよう方を要すること」という趣旨の通知に基づき保護を行っているため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適切に対応できていない」との回答は、矛盾している。</p> <p>また、地方公共団体が、当通知に基づき保護を行うにあたり「万全を期す」ためには、支障事例に記載したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない、あるいは提出があってもその提出資料が不十分と考えられる場合などに、提出された資料に漏れがないかを確認する必要がある。しかし、現行制度下では、必要な資料を確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じていることから、本提案に準じたものであり、厚生労働省には、自らの通知に基づき地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきであると考えられる。</p> <p>なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に回答義務を課しているが、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による措置でないことから、本提案においては、生活保護法第29条第2項の改正は必要ない形の措置を求めている。</p>	<p>「生活に困窮する外国人」に対する生活保護の措置については、昭和29年5月8日当時の厚生省社会局長が発出した、「外国人は法の適用対象とならないが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行うよう方を要すること」という趣旨の通知に基づき保護を行っているため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適切に対応できていない」との回答は、矛盾している。</p> <p>また、地方公共団体が、当通知に基づき保護を行うにあたり「万全を期す」ためには、支障事例に記載したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない、あるいは提出があってもその提出資料が不十分と考えられる場合などに、提出された資料に漏れがないかを確認する必要がある。しかし、現行制度下では、必要な資料を確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じていることから、本提案に準じたものであり、厚生労働省には、自らの通知に基づき地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきであると考えられる。</p> <p>なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に回答義務を課しているが、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による措置でないことから、本提案においては、生活保護法第29条第2項の改正は必要ない形の措置を求めている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討された。</p>		<p>一次回答において回答したとおり、提案団体からの要望については、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第3条第3号を根拠として適切に対応できるものであるが、本取扱いについて、改めて地方公共団体及び地方入国管理局に対して周知することを検討する。</p>	<p>6【法務省】 (4)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国後誰も生活保護の申請を行って外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平15法58)8条2項3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)</p>		
<p>本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。</p> <p>地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるようにする。公益的かつ緊急性な課題を抱える空き家についても、空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。</p>		<p>【全国市長会】 法定相続人の中から代表者を指定し、その代表者から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではないか。ただし、支障事例が多数あるため、本案を含め、解決策を積極的に検討すること。</p>		<p>○ 地方公共団体が法定相続人の中から代表者を指定し、その代表者から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではないか。 ○ また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表者に情報提供できる仕組みを構築するべきではないか。</p>		<p>【総務省】 (2)空き家対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (1)空き家の管理については、所有者等間の協議等を促すことにより空き家等の自発的な適正管理を促進している事例、所有者等間の同意の下代表者を指定することにより空き家の適正管理を行っている事例、空き家の保全行為について地方公共団体が告知している所有者等(助言等)を行っている事例など、空き家の円滑な適正管理を促進するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年中に情報提供する。 ○ 一方、空家法には、個々の所有者等に対して助言・指導を行うことにより、自発的に特定空き家の除去を促すことを目的としており、所有者等が多数の場合は、書類を的確に送達するため、内容証明郵便等の活用を「特定空き家等に対するガイドライン」で示している。 ○ なお、空き家対策に取り組む地方公共団体等が具体的な課題等について対応方策を協議・検討していく(全国空き家対策推進協議会(平成29年8月31日設立)等)において、国土交通省を中心として、関係府省が連携して、当該事例を含め、地方公共団体等が直面する課題等の解決に向けて支援していく。 【法務省・国土交通省】 ○ 民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその特に対応して権利を有し、義務を負っていることから、特定の相続人を管理責任者として指定し、個人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。 また、法定相続人の1人を代表者として、除却等を内容とする助言・指導、命令に係る書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役を担わせることは、除却等を求める処分の対象を特定の者に限定することになり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねないため、困難である。 ○ 地方税法第9条の2第2項の規定は、相続人のうち一部が相続人であるかどうか明らかでない場合(相続に争いがある場合等)に、書類の送達の特例として、相続人の中で書類を受領する代表者を指定するものである。また、納税の告知書等が、代表者に送達された場合には、その書類に係る処分は、指定に係るすべての相続人に対して効力を生ずる。</p>	<p>6【法務省】 (1)空き家等の管理の在り方については、空き家の所有者等の義務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における協議を踏まえて検討する。 (関係府省:総務省及び国土交通省)</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有権不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有権不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	—	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋、市、滋賀市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島、鹿児島市	<p>なくことができたため、解決に資することができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。</p> <p>○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。</p> <p>○ 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。</p> <p>○ 状態の悪い空家等については、所有者が困りにくくなって相続せずに長年放置されている事業が多く、相続人全員が改善を依頼するもの、相続人間による協議等が行われず、また、自分自身は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定できれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。</p> <p>○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなか進まない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。</p> <p>○ 当市においても1件の空き家に対し6~7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが限外在住者のため話をとりまわることができないことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。</p> <p>○ 住民苦情への対応を求めるとともに、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の間で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。</p>	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に關しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係府庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
						<p>同条の規定は、あくまで相続に争いがある場合等の規定であり、単に相続人の住所等が不明又は相続人が多数な場合には適用されないと解されており、地方公共団体は、相続人全員に対して書類を送達する必要がある。</p> <p>○地方、空家法では、空家の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令が規定されているが、これらの措置のうち助言・指導、勧告については、直接的な法的効果はないものの、関係権利者全員に対し除却等の必要性を理解してもらい、自発的な除却等の措置を促すためのものである。また、命令については、それに反した場合に罰則の適用があるほか、代執行の前提となるものであるため、関係権利者全員に対して行うべきものであると考える。</p> <p>なお、所有者等が多数の場合には、内容証明郵便等の活用により助言・指導、勧告の手続きを行うなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方法をガイドラインで示しているところ。(「特定空家等に対するガイドライン」)</p> <p>○空家対策に取り組む地方公共団体が、具体的課題について対応策を協議・検討していく「全国空家対策推進協議会」が平成29年8月31日に設立され、空家所有者の効率的な探索方法や所有者不在空家等に係る財産管理制度の活用推進方策等について、当該協議会で検討することとされており、国土交通省としては、こうした協議会の場を活用し、法務関係団体等とも連携して、具体的な課題の解決に向けて取り組んでいきたい。</p>	
所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討していきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)等も踏まつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ、同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shengkai/s103_tokubetu01.html)	6【法務省】 (5)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために取用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 (関係府省:内閣官房、総務省、農林水産省及び国土交通省)